

8. 広報活動及び情報公開の展開

適正な利用・維持管理の推進のため、広報活動や情報公開を行っていく。

広報活動は東京都が主体となって行う。現地でのPR等、簡易な事項については野川自然の会もその任を担う。

広報活動の手法として、次のような事項を実施していく。

①現地での対応（看板・説明板の設置）

- ・利用している人や維持管理等関わりのある人、付近を通行している人に対して、理解を高める。

②ホームページ、印刷物等

- ・自然再生事業内容、維持管理活動や環境学習活動の内容等、様々な情報をホームページや印刷物等、多様な広報手段を用いて情報を発信していく。

■参考資料 第一次実施計画における第一期及び第二期計画の概要

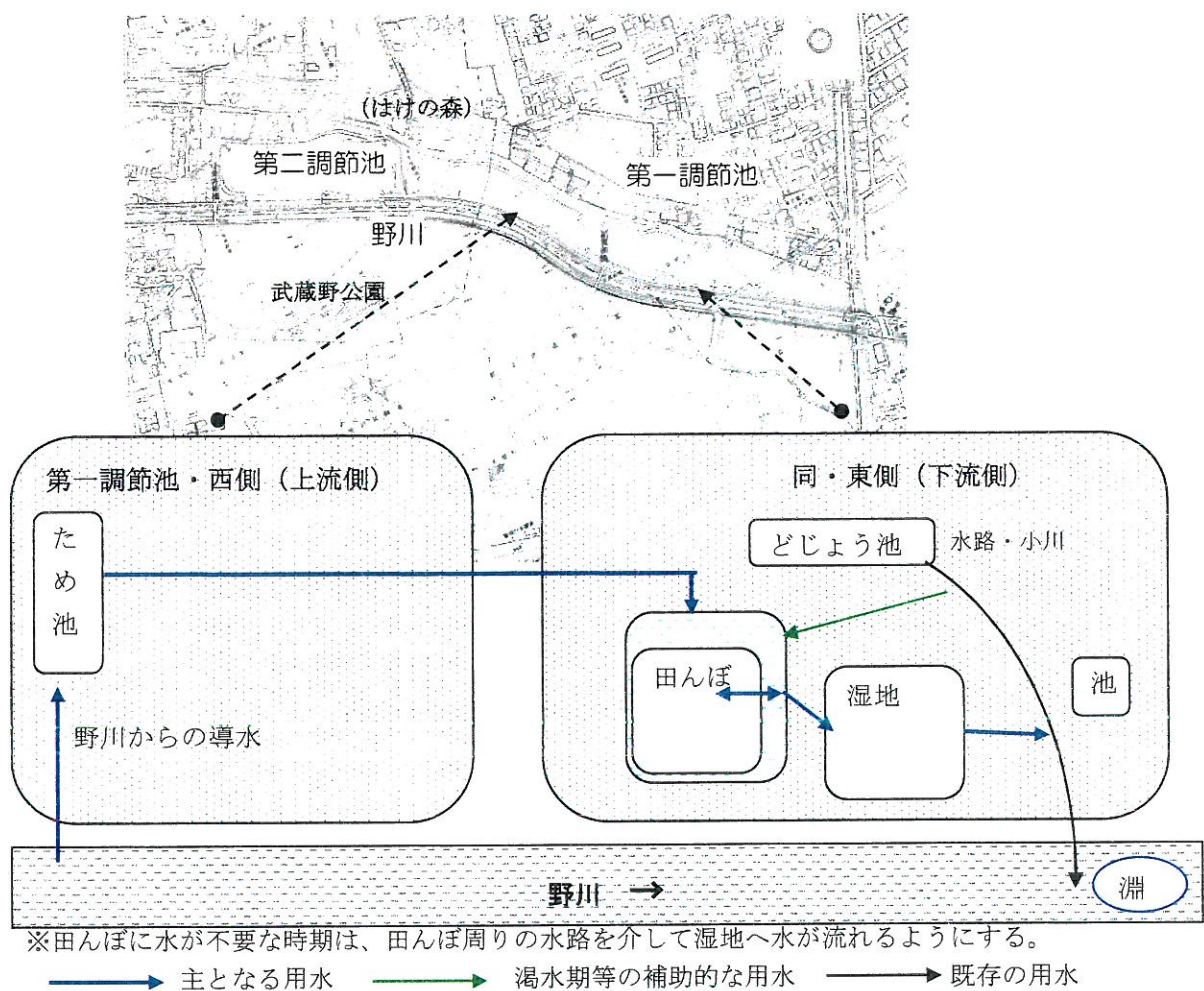
1. 第一期計画

整備概要

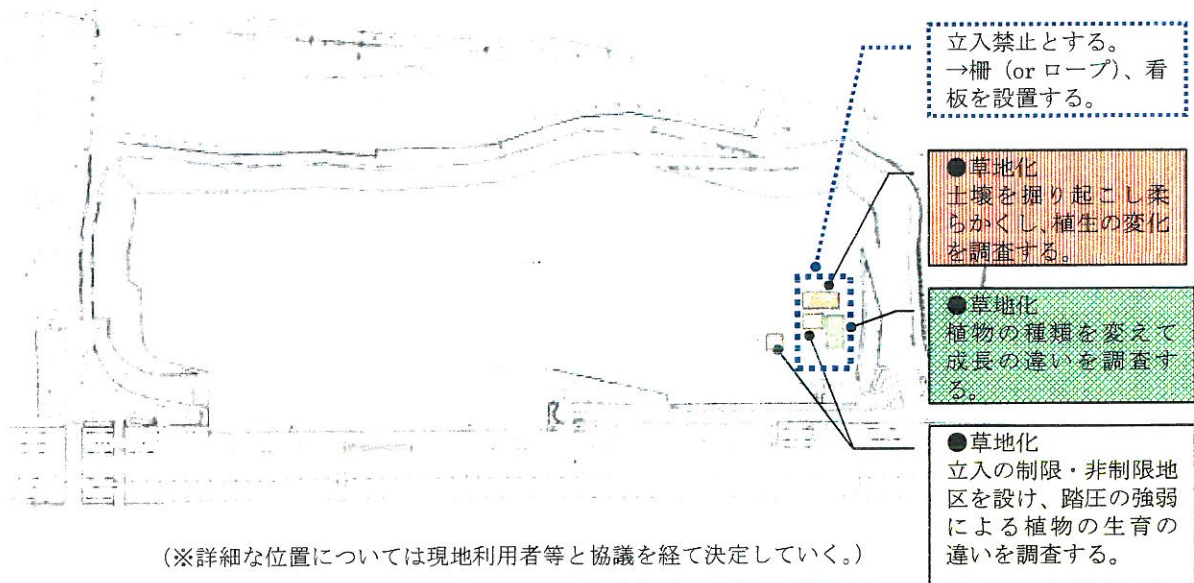
箇所	西側（上流側）	東側（下流側）
第一調節池	①野川からの導水 ②ため池Ⅰの整備	①湿地の整備 ②田んぼの整備 ③池（1m程度掘り下げ、調節池底面の地下水位をモニタリングする。他の施設とは水路では結ばない。）
第二調節池	（東側で行う整備を踏まえ、事業対象地区として現状を維持する。）	
野川	・野川から第一調節池のため池への導水管の整備 ・淵の整備（河床を掘る） ・水涸れ対策（河床への粘性土張）	



図一参1 第一期事業における整備模式図



図一参2 第一期事業における整備模式図（第一調節池）



図一参3 第一期事業における整備模式図（第二調節池）

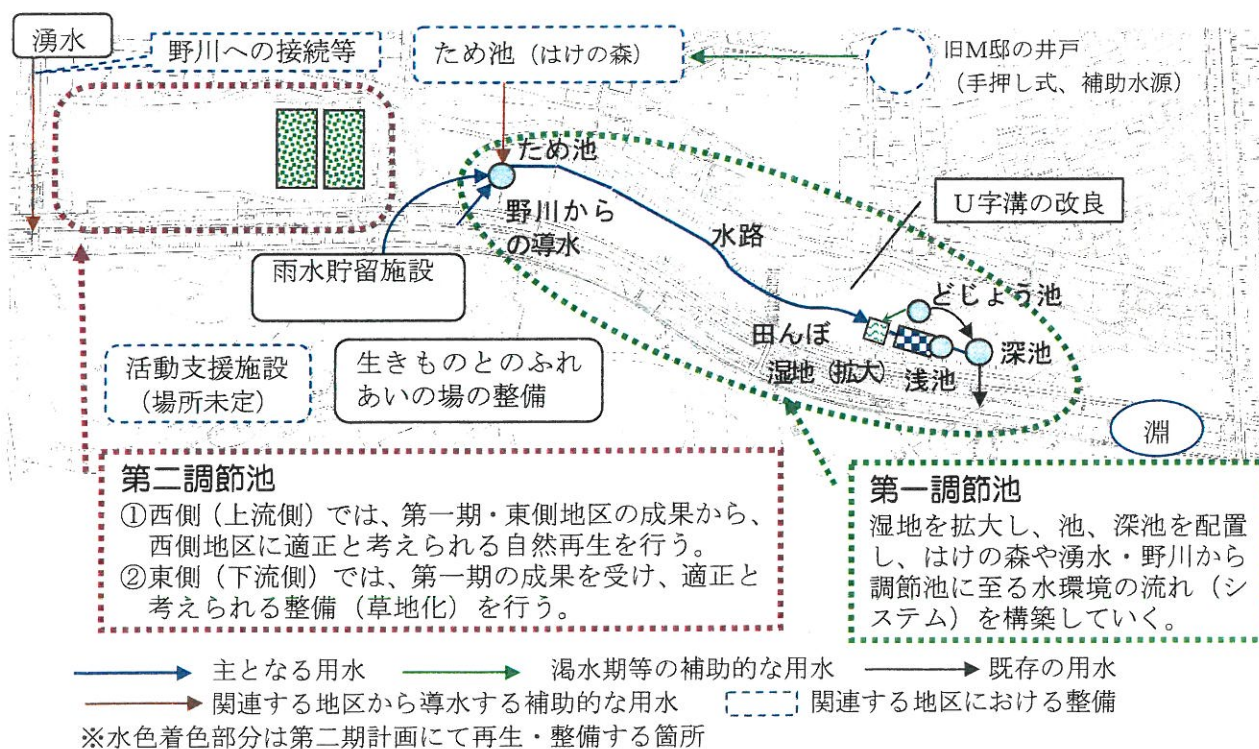
2. 第二期計画

整備概要と整備主体

箇所		整備概要	整備主体
第一調節池	西側 (上流側)	・ため池Ⅱからの導水 ・越流堤の改善*1	東京都北多摩南部建設事務所
	東側 (下流側)	・湿地の拡大 ・浅池・深池の整備 ・U字溝の改良	東京都北多摩南部建設事務所
	区域内	・雨水貯留施設の整備	東京都北多摩南部建設事務所
第二調節池	西側 (上流側)	・第一期・東側地区の成果から、西側地区に適正と考えられる自然再生を行う。	東京都北多摩南部建設事務所
	東側 (下流側)	・第一期の成果を受け、適正と考えられる整備(草地化)を行う。	東京都北多摩南部建設事務所
野川		・瀬、蛇行等の形成 ・生きものとふれあいやすい場の整備 ・水涸れ対策(河床への粘性土張)	東京都北多摩南部建設事務所
関連する地区		・はけの森 : ため池Ⅱの整備 ・湧水を野川へ接続する。(親水整備等による) ・活動支援施設の整備 (・雨水貯留施設の整備)	自治体、東京都関係部局等*2

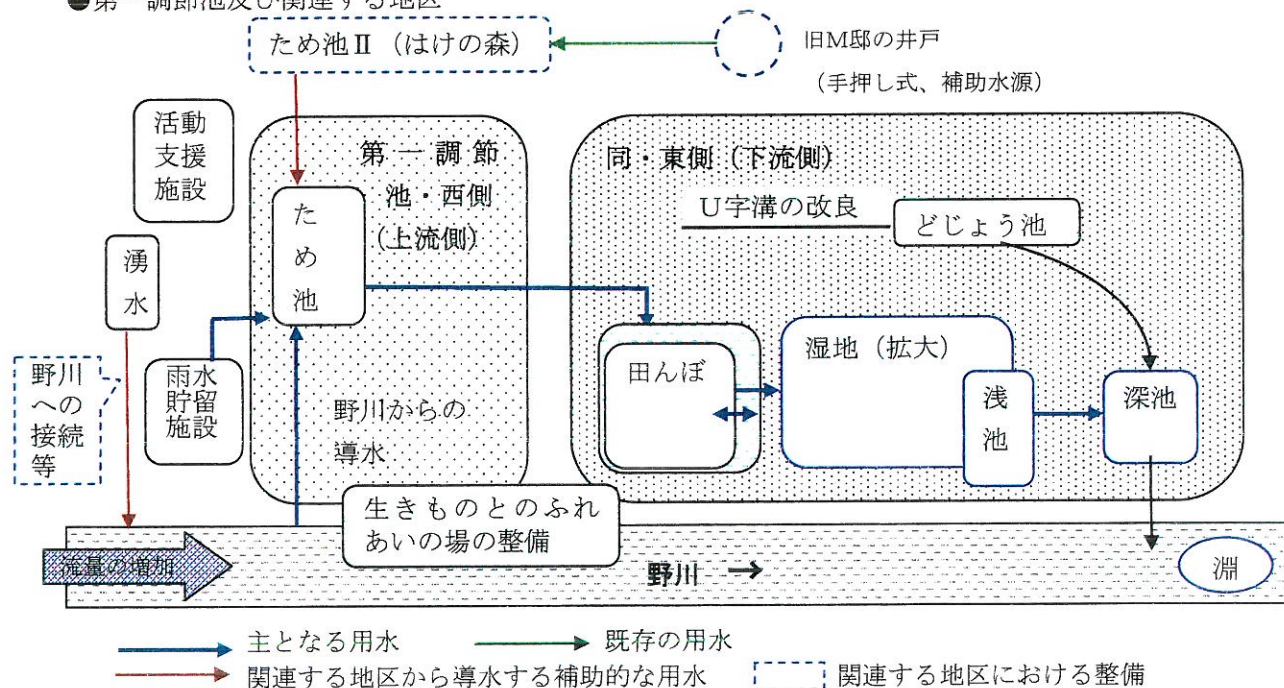
*1 調節池や野川の自然再生の状況を勘案して、利用者と調整を図りながら適切な時期に行う。

*2 整備に向けて自治体、関係部局と調整を図っていく。



図一参4 第二期計画における整備模式図

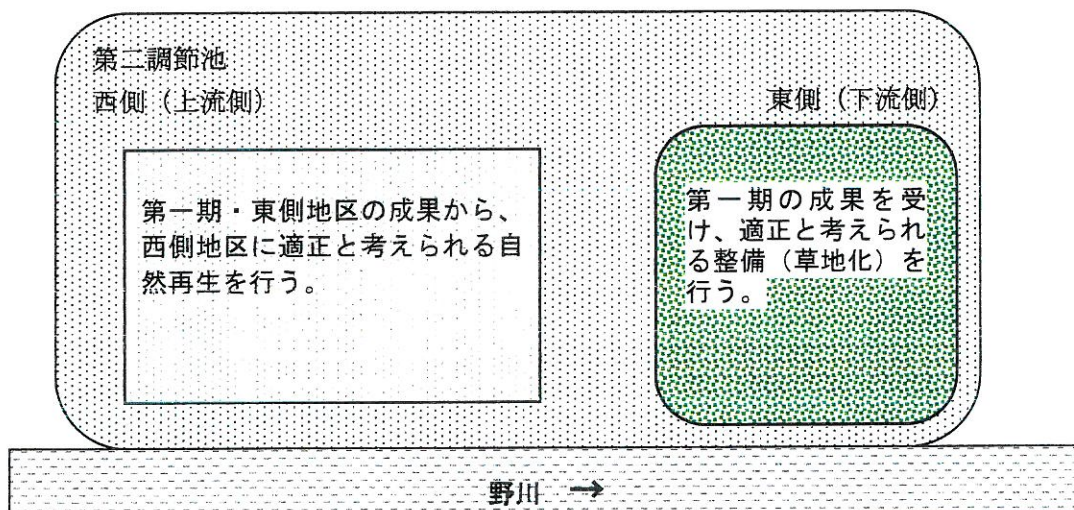
●第一調節池及び関連する地区



※湧水が野川に流れ込むように、また、湧水量が増大する方法を関係機関に願います。
 ※点線の枠は「関連する地区」での整備であるが、関係機関と実施に向けて調整していく。
 ※水色着色部分は第二期計画にて再生・整備する箇所

図一参5 第二期計画における整備模式図 (第一調節池)

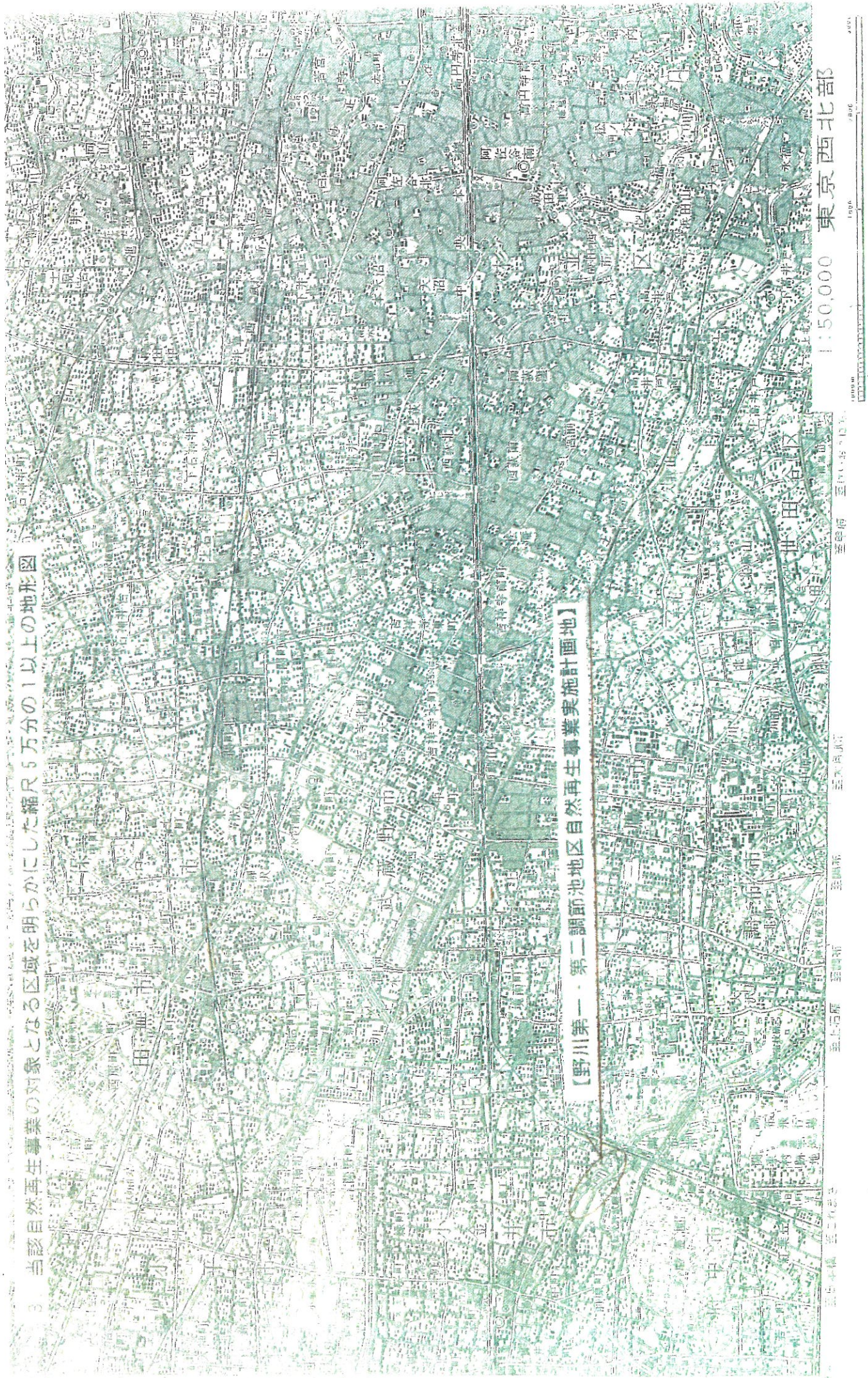
●第二調節池



※水色着色部分は第二期計画にて再生・整備する箇所

図一参6 第二期計画における整備模式図 (第二調節池)

3 当該自然再生事業の対象となる区域を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図



【野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画地】

1:50,000 東京西北部